

令和6年度 第1回 静岡県河川審議会 会議録

日 時	令和7年1月14日（火）午後1時30分～午後3時15分
場 所	静岡県庁 別館2階 第1会議室CD
出席者 職・氏名	<p>会 長 大石 哲（神戸大学都市安全研究センター 教授） 委 員 秋山 信彦（東海大学海洋学部 教授） 委 員 浅見 佳世（常葉大学大学院環境防災研究科 教授） 委 員 上原 広彦（(株)静岡新聞社 編集局次長兼ニュースセンター長） 委 員 絹村 敏美（静岡県土地改良事業団体連合会 専務理事） 委 員 高梨 成子（(株)防災&情報研究所 代表） 委 員 知花 武佳（政策研究大学院大学 教授） 委 員 渡村 マイ（一般社団法人SACLABO 代表理事） 委 員 守屋 司子（静岡県環境カウンセラー協会 理事） （欠席…荒井委員、五味委員、頼重委員） 事務局 河川砂防局長、熱海土木事務所長、河川砂防管理課長、 河川海岸整備課長、土木防災課長、砂防課長ほか</p>
議 題	1. 上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川・鍛冶川・水神川水系の河川整備基本方針について
配布 資料	<p>(1) <u>資料-1</u> 流域概要図 (2) <u>資料-2</u> 策定フロー (3) <u>資料-3</u> 第1回河川審議会での意見 (4) <u>資料-4</u> 流域と河川の概要、治水、正常流量 (5) <u>資料-5</u> 熱海5水系基本方針（原案）整理表 (6) <u>資料-6</u> 熱海5水系基本方針（原案）本文</p>

1 審議事項

・上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川・鍛冶川・水神川水系の河川整備基本方針について

2 審議内容

＜事務局から、議事「上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川・鍛冶川・水神川水系の河川整備基本方針について」の説明＞

【委員】

資料-③ 1 ページの 1 つ目の対応方針について、現況の流下能力が年超過確率1/30規模の降雨による洪水に対して概ねの治水安全度を有していることは理解したが、だから気候変動の影響を考慮しなくてもよいということにはならないと思う。全国の二級河川でも気候変動対応に関する検討が進み始めているため、手戻りにならないよう、引き続き検討いただきたい。

【事務局】

治水計画の検討が一定程度進んでいる河川については、気候変動は考慮せず、従前どおりの計画として取りまとめをしている状況であるが、気候変動等の影響を考慮した1.1倍の流量に対しても、上多賀大川の一部区間を除き、河岸高評価で流下させることができることを確認している。また、河道計画の中でも重要なHWLについても、気候変動等の影響を考慮した流量も見据えながらできる限り手戻りがない計画としている。

【委員】

今後は、整備が遅れている箇所を優先的に進めていくこと、整備する場合には、効率性を考えて気候変動対応まで一度に整備することの2点について、整理をした上で、説明していただくよう、注意していただきたい。

【委員】

資料-④ 20 ページの上多賀大川0.03kmや0.28km地点では、大木が護岸に根を張っているように見える。また、22ページの熱海宮川1.90km地点についても大量の倒木があり、かなり阻害率が大きいのと思うので、民地を含め河畔林の維持管理をどうするのかを検討いただきたい。

【事務局】

静岡県では特に出水期前に全河川のパトロールを行っており、洪水流下の阻害となるも

のが確認された際は、撤去や不法占用であれば指導するなどの対処を行っている。御指摘の護岸に生えた樹木については、地元が大切にしている樹木である可能性もあるため、地元住民の意見を聞きながら必要に応じて伐採するなどの措置を行っていく。

【委員】

資料-⑤の河川整備の基本理念について、熱海仲川と鍛冶川のみ「機能的で落ち着いたのがある川」という言葉があるが、なぜこの2河川だけなのかということと、「機能的な川」や「落ち着いたのがある川」がどういう川なのかを教えてください。

【事務局】

熱海仲川と鍛冶川は、この地域の治水の面を一手に引き受けているといった特徴があり、地区を守る機能を有しているというところで「機能的」という言葉を使っている。

「落ち着いたのがある」については、熱海市の都市計画等にこの言葉の記載があり、これを引用したものである。

【委員】

「機能的」と聞くと利水面や環境面もあり、川の機能という多面的機能というものを想像するため、「治水」ということであれば、治水と記載してもよいと思う。また、「落ち着いたのがある」については熱海市の計画に準拠しているということを理解した。

【委員】

森林や農地の保全を、地域住民の皆さんを含めて連携しながら進めていくという内容を基本方針に記載していただいたことは大変ありがたい。

熱海宮川について、基本理念には水道の水源となっている旨の記載があるが、基本方針に同様の記載はあるか。熱海宮川は慣行水利権もあるが、利水に関してどのように基本方針に位置付けられるのか教えてください。

【事務局】

熱海宮川の利水については、資料-⑥ 9ページの「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」の項目に記載しているが、正常流量などを定めていないことから具体的な状況については言及していない状況である。

【委員】

対象5水系すべてにおいて、基本方針本文中に「土地利用事業の適正化に関する指導」という文言があるが、昨今、民間の土地利用を巡って様々な問題が起きていることを考えると、例えば「実施把握」とか、あるいは「指導」ではなく「処分」にするなど、もう少し

積極的な文言にした方がいいのではないか。

【事務局】

過去にも同じような御指摘をいただいております、県としても流域一帯となった取組が治水計画に対して非常に重要という認識を持っているが、河川整備基本方針は河川法に基づいて河川管理者がどのように整備を進めていくかを定めるものであるため、河川管理者の立場としては、「土地利用の計画などとの調整を図っていく」や「砂防などと調整、連携を図る」といった言い方にならざるを得ない。河川管理者としての計画というところで御理解いただきたい。

【委員】

いろいろな法律との兼ね合い等があるということだが、実効性を伴うことが最も大切であるため、それが担保されるような形で進めていただきたい。

上多賀大川の基本方針について、「住民とのかかわり」の項目で上多賀大川の印象に関するアンケート調査結果に触れており、「きたない」や「汚れた水の流れ」という回答があると記載されている。かなりインパクトがあるメッセージだと思うが、これに対して基本方針ではどのような対応を盛り込んでいるのか教えていただきたい。

【事務局】

アンケートの結果から、住民の方が汚いという印象を持たれていることは事実として受け止めているが、水質調査の結果からはそれほど汚れている河川ではないと認識している。行政と住民で捉え方が違うため、まずは住民の方に川に興味を持ってもらうことが正しい情報を知ってもらう入口と考えている。このため、資料-⑥9ページの「地域との連携と地域発展に関する事項」の項目に記載しているが、現在も取り組まれている河川愛護活動などの活動を今後も継続していただけるような支援をしていきたい。さらに、防災教育などを実施することで地域の方に河川のことを知ってもらえるような取組をしていきたいと考えている。

【委員】

水神川の最下流部について、現地を見学した際は河川本川にはきれいな水が流れていたが、堤外水路と思われるところに生活用水が入っていて、そこがきれいではなかったと記憶している。このあたりの改善策については基本方針に記載されているのか。

【事務局】

水神川は、資料-④19ページに示す通り、他の4水系と比較するとBOD値が高くなってい

るが、熱海市ではC類型相当を水質目標としており、この基準は概ねクリアしている状況である。しかし、ご認識の通り生活排水が直接流れ出ている区間もあり、下水道整備についても遅れていることを踏まえ、基本方針の「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」の項目に、「生活排水の適正処理について、熱海市などの関係機関や地域住民と連携しながら、河川及び流水の適正な管理に努める」と記載をしている。熱海市での下水道整備が重要であるが、下水道整備完了後、接続することが重要になるので、熱海市と連携しながら対策を進めていく旨の記載をしている。

【委員】

前回の審議会で現地見学をした際、河川に接続する水路から濁った水が排水されていたが、前回の審議会においても下水道の関係で難しいという話だった。しかし、熱海市は観光で成り立っている市であり、釣りや海水浴をされる方や付近で食事をされる方もいると思われるため、「下水道が完備されていないから生活排水を流してもよい」というのはおかしいと思う。熱海市の事情があるのは分かるが、早急に熱海市に対策してもらうのが適正ではないか。この件を基本方針に載せる必要はないが、河川管理者として熱海市に対策を依頼することはできないのか。

【事務局】

河川審議会でこのような意見が上がったことを熱海市の担当部局にも伝えていこうと思う。

【委員】

生活排水に関連して、河川に関心を持ってもらうには、きれいな水が流れていることが原点となる。ある自治体ではクリーニング屋から有毒な汚染物質を流していたことが原因で町中に汚染物質が広がり、全域で井戸水などが使えなくなった事例があった。熱海市の現地調査でいくつかの河川で汚染水が目視されているので、規制物質をチェックする仕組みづくりを熱海市に申し入れいただきたい。

また、熱海市で河川水を上水源としている所もあるので気にかかったが、今、水道水検査で、全国でPFASによる汚染が把握された所があり、PFASが全国的に問題になってきている。自衛隊や米軍基地から排出された泡消火剤が原因と疑われていたが、湧き水が多い所などでも検出されるなど原因がわからないところもあるが、静岡は湧き水等が多いので、事前にチェックしておいた方がいいのではないかな。

【事務局】

河川審議会でこのような意見が上がったことを熱海市の担当部局にも伝えていこうと思う。その際には、他県の事例やPFAS問題等、具体的な内容も併せて伝えたいと思う。

【委員】

親水機能についての記載があるが、河道計画を見るとほとんど直角（垂直）の河道になっているようで、これで親水機能が保てるのか教えていただきたい。

【事務局】

河川整備計画で具体的な整備を位置付ける際には、親水機能も踏まえて河道計画を検討していきたい。

【委員】

東日本大震災後、東北地方の一地区で、風水害時の治水を考慮しない水はけの悪い防潮堤を建設したため高台の仮設住宅まで浸水したという事例があった。対象5水系は水門のことについて全然触れられていないが、津波対策と治水の対策間の誤謬のない、全体を見ていただく対策が必要ではないか。

【事務局】

レベル1の津波高については、地区ごとに少し差があるがT.P.+6m～9mなどとされている。レベル2の津波高については、最大の津波高についてT.P.+13m、平均でも10mあるということ整理している。

基本方針には、レベル1の計画津波高を記載している。仮設住宅のことなどを考えると、レベル2の津波高についても非常に重要な視点であるため、熱海市と情報共有をしていく。

【委員】

熱海市ではレベル1の計画津波高であることは了解している。津波高のことではなく、津波対策と治水の両立を図る工事の推進をお願いしている。

資料-⑤整理表には、「洪水、津波、土石流などの災害」という記載があるが、対象5水系の流域には土石流危険溪流はあまりなく、急傾斜地ばかりではないかと思う。そして、土砂が流れをせき止めて土砂ダムになり、そこから浸水して死者が出るという事例もあるため、土砂災害全般とした方がよいのではないか。

【事務局】

おっしゃる通り、特に上流域の別荘地等では急傾斜の指定が多いことは認識しているが、基本理念に「土石流」と記載したのは、河川の計画としては、川を流れ下る土石流が非常に重要なポイントとなるため土石流と記載している。この記載については事務局で再度検

討させていたいただきたい。

【委員】

鍛冶川の基本方針の「生息する動植物について」の項目に特定外来生物が10個体生息しているとの記載がある。また、水神川では特定外来生物のオオキンケイギクが生息しているとあるため、この2水系で特定外来生物が確認されていることになる。このまま放置するとどんどん増えていくが、まだ早期の段階であるため、駆除対策について基本方針に明記していただきたい。

【事務局】

河道内で特定外来生物、特に植物が確認されていることから、基本方針に記載する方向で、事務局で検討していく。

【委員】

基本方針の「地域との連携」の項目について、教育機関における河川防災教育などを連携して推進するとあるが、防災教育に限らず環境教育についても実施していただきたい。例えば、駆除対策のときに、「こんな生き物がいる」と観察したりすれば、川に目を向けることにもつながるので、環境教育といった楽しめる形でも進めていただきたい。

【事務局】

「河川防災教育など」の部分については、環境教育という切り口もあるため、記載内容を事務局で検討していく。

【委員】

資料-④19ページの水質について、BODの値が記載されているが、生活雑排水の汚れはCODの方が数値として現れるのではないか。BODで確認するような決まりがあるのか。

【事務局】

湖沼ではCODが指標として用いられるが、河川の環境基準としては一般的にBODを代表的な指標として用いることが多いため、対象5水系についてもBODについて記載している。しかし、CODについてもデータはあり、全体を見ながら水質の評価を行っている。

【委員】

河川整備基本方針は、維持管理や防災対策、開発に対する抑止力など、大枠では技術的なところに絞られるという印象がある。そして、この基本方針を読むのは、技術者や市の担当者かと思うが、文章中の一文がとても長い箇所や文章として成り立っていない箇所もあるため、短文で切って断言していただくような文章の方が参照しやすい印象がある。

また、資料-⑤について、「地域との連携と地域発展に関する事項」の項目で防災教育について記載があるが、この資料のようにざっくり記載するものなのか。それと、世界中で環境についてシビアに言われるようになっていっている中で、汚水の垂れ流しや外来生物の生息というのは問題として大きく捉えるべきだと思うので、美化教育や河川を大切にすることが、汚水問題や生態系を守るというところで基本方針に落とし込まれているとよりよいのではないか。

【事務局】

河川整備基本方針は、その後派生する河川整備計画等の肝になる計画であり、あまり細かく絞り込むと後に策定する計画に影響するため、大きな視点で記載するようにしている。しかし、あまりにも漠然としている箇所や分かりにくい文章については、事務局で表現を確認したいと思う。

防災教育や環境教育、地域の活動の支援といったことは記載しているが、それがなぜ必要なのか等、もう少し詳細に記載できることもあるかと思うので、表現について事務局で検討させていただく。

【委員】

上多賀大川の基本方針について、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項」で保水・遊水機能を有する森林や農地の保全に関する働きかけを行うという表現は、今あるものを守るというニュアンスが強いと思う。「保全・活用」や「改善」といった記載はできないか。

【事務局】

この流域には水田がないこと、森林は民有林が非常に多いという状況であるが、流域治水という考え方もあるため、もう少し踏み込んで記載できるかを各部局に確認し、内容について検討する。

【委員】

以上で、本日予定されていた議事を終了する。